

平成30年度 花巻市奨学生を募集します

市では、経済的な理由で就学が困難な人を支援するため、奨学金制度を設けています。さらに市内への居住や保育所に勤務していることなどを条件に、奨学金を返還している人を対象とした返還補助も実施しています。今回、平成30年度からの制度利用者を募集します。

1 花巻市奨学金貸与制度 (返還型)

経済的な理由により就学が困難な人を対象とした返還型の奨学金制度です。

◆応募資格

▽保護者の住所が市内にある人 または市内の児童養護施設に入所している人

▽世帯の1年間の認定所得金額が収入基準額以下であること

※認定所得金額などの算定方法は次ページのとおり

◆募集人数

▽高校生など：10人程度(選考)

▽大学生など：40人程度(選考)

※採用者が定員に達しない場合は月ごとに随時募集を行います

◆貸与額

▽学資金(月額限度額)

○高校生など：1万5千円

○大学生など：3万円

▽入学一時金

4月入学者のうち、希望者のみ学資金の初回交付時に10万円を上限とする額

◆利息 無利子

◆貸与期間

奨学生採用時、最短修業年限の終期

◆返還期間

※4年制大学の場合は4年間、2年制短期大学の場合は2年間

◆返還方法

貸与終了後15年以内に全額を返還

◆申込受付期間

1月4日(木)～2月28日(水)

◆申し込み方法

教育委員会小中学校課(石鳥谷)

総合支所内)、本庁市民登録課、

大迫・東和総合支所市民生活係

に備え付けの申請書に必要事項

を記入し、教育委員会小中学校

課へ持参

※申請には連帯保証人1人(保護

者など)が必要です

◆花巻市奨学金の返還補助制度

市の奨学金貸与制度を利用し、

現在、奨学金を返還している人で

次の要件に該当する場合に、返還

金を補助します。

◆ふるさと奨学生定着事業補助金

▽3カ月以内に市奨学金の返還に

滞納がない人

◆補助額

返還月額の半額

新たに奨学金の貸与を受けよう

としている人で、補助金の利用

を希望する人は、奨学金貸与申

請書類と一緒に申込書を提出し

てください

◆補助額

返還月額の半額

2 はなまき夢応援奨学金制度 (返還免除型)

就学に向けた支援が必要な人を対象とした返還免除型の奨学金制度です。

※卒業後、市内に居住することが返還免除の条件となります

◆対象者

▽保護者の住所が市内にあり、本

年度高等学校などを卒業後、大

学・短期大学・専修学校専門課程

などに進学し、卒業後に市内に

居住する意志を持つ次のいずれ

かに該当する人

▽生活保護世帯の人

▽児童養護施設に入所している人

▽市内の児童養護施設に入所して

いる場合、保護者の住所が市外

であつても対象となります

▽ひとり親家庭で非課税世帯の人

▽特別支援学校高等部に在籍して

いる人

※日本学生支援機構が実施してい

る給付奨学金との併用はできま

せん

◆貸与額 月額2万円

◆利息 無利子

◆貸与期間

奨学生採用時、最短修業年限の

終期

※4年生大学の場合は4年間、2

年制短期大学の場合は2年間

◆返還期間

10年以上15年以内。市内に居住

している期間分の返還を免除し

ます

【10年間の返還とした場合】

返還期間中全期間市内に居住

した場合には、返還が全額免除

されます。市内に6年間居住し

市外に転出した場合は、市外に

転出した時点から残りの期間分

(4年)のみを返還していただき

ます

◆申込受付期間

1月4日(木)～2月28日(水)

◆申し込み方法

教育委員会小中学校課(石鳥谷

総合支所内)、本庁市民登録課、

大迫・東和総合支所市民生活係

に備え付けの申請書に必要事項

を記入し、教育委員会小中学校

課へ持参

*奨学金などの申請書や募集要項

は市ホームページからもダウン

ロードできます

認定所得金額と収入基準額

花巻市奨学生制度は、収入が多い家庭でも、認定所得金額が収入基準額以下であれば申し込むことができます。以下に参考事例を掲載しますが、詳しくはお問い合わせください。

【例】4人家族(父・母・本人・長女)、世帯収入920万円(父800万円・母120万円)、本人が自宅から国立大学に進学、長女が公立中学校に通っている場合

①収入基準額の確認

世帯人員(本人を含む)および進学する学校区分に応じて以下の金額。8人目以降はお問い合わせください。

世帯人員	進学先		世帯人員	進学先	
	高校など	大学など		高校など	大学など
1人	129万円	160万円	5人	276万円	344万円
2人	206万円	254万円	6人	293万円	362万円
3人	238万円	295万円	7人	307万円	380万円
4人	257万円	320万円			

②認定所得金額の算定

収入額に応じた所得金額から特別控除額を控除

世帯員(収入額)	所得金額	特別控除額	認定所得金額
父(800万円)	337万円		337万円
母(120万円)	0万円		0万円
本人		67万円	△67万円
長女		17万円	△17万円
計(920万円)	337万円	84万円	253万円

③応募資格の判定

認定所得金額(253万円)が収入基準額(320万円)以下であるため、応募資格に該当

—所得金額の算定—

▷給与所得の場合(2人以上の場合はそれぞれ算定)

収入金額	所得金額(万円未満切り捨て)
母 329万円以下	0円
330万円以上400万円以下	収入額 × 0.8 - 263万円
父 401万円以上878万円以下	収入額 × 0.7 - 223万円
879万円以上	収入額 - 486万円

▷給与所得以外の場合…確定申告書に記載した所得額

—特別控除額の算定—

▷母子・父子家庭…49万円

▷本人のほかにも就学者がいる世帯…その就学者1人につき下記の金額

区分	国公立		私立	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
小学校	9万円			
中学校	17万円			
高校	19万円	41万円	33万円	54万円
高等専門(1~3年生)	28万円	50万円	54万円	76万円
学校(4~5年生、専攻科)	40万円	62万円	66万円	88万円
大学・短期大学	67万円	116万円	111万円	159万円
専修学校(高等課程)	7万円	18万円	29万円	39万円
(専門課程)	25万円	71万円	79万円	123万円

▷障がい者がいる世帯…障がい者1人につき99万円

▷本人を対象とする控除…上記「本人のほかにも就学者がいる世帯」の控除額と同額

▷このほか、長期療養している人がいる世帯、主に家計を支えている人が別居している世帯、火災などの被害を受けた世帯も控除が受けられます